

水産政策審議会資源管理分科会
第121回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第121回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和4年12月12日（月）14:00～15:54

場 所：農林水産省7階 第3特別会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

- 諮問第401号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）について
- 諮問第402号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第403号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域））の令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について
- 諮問第404号 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

【審議事項】

- ・第9回資源管理手法検討部会の結果について
- ・かつお・まぐろ漁業における令和3管理年度のくろまぐろ（大型魚）の漁獲実績の取扱いについて

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について

- ・国の留保からの配分等について
- ・漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第121回資源管理分科会を開会いたします。

本日事務局を務めます管理調整課長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

初めに、御案内でございますが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議での御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中9名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員は、ウェブ会議を含めまして16名中12名の方に御出席いただいております。

それでは、次に配付資料を確認いたします。お手元の封筒の中の資料ですが、まず議事次第がございます。その後に資料一覧がございます。資料につきましては1番から10番までというふうなことになっております。それぞれの資料、ホチキス留めで束ねてあるところがございます。万が一、資料に不備等ございましたら、事務局まで随時お申し付けください。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、議事進行を田中分科会長にお願いいたします。

○田中分科会長 田中でございます。

本日は、諮問事項が4件、審議事項が2件、報告事項が3件でございます。議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろ

しくお願いいたします。

それでは早速ですが、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第401号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）についてです。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田です。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。お手元の資料2-1を御覧ください。

4水管第2854号

令和4年12月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）について（諮問第401号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページ以降に別紙という形で告示の案、変更部分は新旧対照表の形で載せておりますが、変更の内容につきましては資料の9ページ、資料2-2で御説明いたします。

今回の変更事項は、「別紙2-12 するめいか」における大臣許可いか釣り漁業での漁獲割当てによる管理の導入についてです。このほか修辭的な修正や必要な附則、これは施

行日ですとか変更事項に関する準備行為に関する規定ですけれども、こういったものを規定する予定としております。

変更事項については次のページ、10ページを御覧ください。資源管理基本方針「別紙2-12 するめいか」では、現在、大臣管理区分の一つとして大臣許可いか釣り漁業を定めております。その水域、漁業の種類、漁獲可能期間については、1の(2)の①から③のとおり、水域についてはいか釣り漁業、許可省令の規定にありますいか釣り漁業の許可に係る操業区域、ただし外国の領海及び排他的経済水域を除くという水域で、大臣許可いか釣り漁業、漁獲可能期間は周年となっております。この管理区分におきまして現在管理の手法は、漁獲量の総量の管理となっているものです。

2の改正事項の内容のところですが、今般の変更は、新漁業法に基づく新たな資源管理における漁獲量の管理は、漁獲割当てによる管理（I Q管理）により行うことが基本とされており、資源管理基本方針本則の第6において、大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年度までにI Q管理を開始することとなっております。現在、漁獲量の総量の管理を行っているするめいか大臣許可いか釣り漁業について、令和5管理年度以降I Q管理を実施することとするものです。

I Q管理の概要については2の(3)を御覧ください。①のところ、漁獲割当割合の申請期限、②の漁獲割当割合を設定する日、それぞれ、漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の2月15日、3月15日までとしております。これはこれまでもI Q管理を実施している他の資源と同様に、割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の開始の前々月の15日、前月の15日としているものでございます。

次のページの③ですけれども、漁獲割当割合の有効期間につきましては原則5年とされているところですが、まずは1年やって様子を見て改めて基準を定めることができるようにということで、今回、1管理年度の期間としております。これにつきましては、関係団体も1年を希望しているところがございます。

④の漁獲割当割合の設定基準についてです。まずアとしまして、申請された漁獲割当割合の合計が100%以下の場合には申請どおり設定することとし、申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合にはイの基準で設定することとしております。イの基準については、まず（ア）として、（a）と（b）の合計した割合としております。（a）は50%を申請のあった漁船数で均等割にするというもの。（b）のところは、50%を割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度の3月末日までの3年間、つまり

令和5管理年度の割当割合の設定においては、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの漁獲実績のシェアで按分するというものです。この（ア）と（イ）の漁業者が申請した割合を比べて小さい方を採用するというものとしております。

漁獲割当割合の設定基準につきましては、漁業法及び漁業法施行規則に基準を定める際の勘案事項の規定がございます。その規定におきましては、船舶等ごとの漁獲実績、船舶の総数又は総トン数、採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数を勘案することとされております。この基準につきましては、これらの事項を勘案したものとなっております。

まず船舶ごとの漁獲実績についてですが、漁獲割当割合のうち50%は利用可能な過去3か年の漁獲実績シェアに基づき配分するとしております。実績として使用する期間は、近年の状況を反映させるため、漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度から遡って3年間を採用することとしております。

船舶の総数又は総トン数についてですが、船舶の総数については、対象となる大臣許可漁業のいか釣り漁業全ての許認可船としております。総トン数につきましては、するめいかの漁獲実績に船舶の総トン数による明確な傾向がないことから、船舶の総トン数の違いによる区別はしないこととしております。

採捕する者の数、その採捕実態又は将来の見通しについては、大臣許可いか釣り漁業では、するめいか操業のみを行ったり、太平洋の公海でのあかい操業を行ったり、また、当該管理区分の対象外であるロシア水域でのするめいか操業を行ったりするなど、操業パターンが船ごと、年ごとに異なること等から、50%を均等配分するとしております。

漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数ですが、これにつきましては、必要に応じ違反の程度及び回数に応じ、設定する漁獲割当割合を減じることとしております。

⑤のところに行きます。漁獲割当割合の設定者の資格ですが、先ほど申し上げたとおり、大臣許可いか釣り漁業の許可又は起業の認可を受けた者としております。

⑥年次割当数量を設定する日につきましては、毎管理年度の3月15日までとしております。

⑦、⑧、⑨、これはほかの資源のIQ管理を行っている管理区分と同様の規定となりますが、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内、年次漁獲割当量の控除の係数は1とする。漁獲割当割合の削減の基準につきましては、基準を定めないとするもの

でございます。なお、その他の当該大臣管理区分に関する事項について、水域、漁業種類、漁獲可能期間はいずれも変更はしないとしております。

ただいま御説明しました資源管理基本方針の一部を変更する告示案につきましては、11月12日から12月11日、昨日までパブリックコメントの手続を実施いたしました。それに対して1件の御意見がありました。内容の変更を求めるものではありませんでした。

今後のスケジュールといたしましては、9ページにお戻りいただいて第3のところですが、令和5年1月中に官報の掲載を予定しておりまして、令和5年4月1日付けでの施行と予定しているところでございます。

なお、今後原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長の御了解の上修正したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

では、いか釣りなどで、いか釣りの団体の方は御出席。

どうぞ、山下さん。

○山下特別委員 いいですか。

○田中分科会長 お願いします。

○山下特別委員 全国いか釣り協会理事の山下です。どうぞよろしくをお願いします。

いか釣り漁業においてするめいかをI Q管理にすることについて、三つ要望いたします。

資源が増えたときには、漁業に支障がないように速やかにT A Cの見直しを行うこと。するめいかは単年性で、条件を整えば急速に資源は増加する。資源が増加したらするめいかの値段は下がります。そのときに各漁船のI Qの見直しを行わなければ、ほかに獲る魚がないいか釣り漁業の経営は破綻します。速やかにT A Cの見直しを行いI Qを増加させることが必要である。漁獲の状況によって漁期的にもT A Cの見直しができるようにしてほしい。

2番目、日本の漁業者にI Qを守らせるのであれば、するめいか資源の最大の減少要因である外国漁船……

○田中分科会長 山下委員、ちょっと声が切れているようなんですけども、マイクはオンになっていますね。山下委員、こちらの声は聞こえていますでしょうか。

○資源管理推進室長 電話をしてみますので、他の方に。

○田中分科会長 分かりました。

ちょっと時間が掛かるかもしれないんで、他の委員の方で御意見等ございますでしょうか。

では、私の方から、これ5割という割合は均等割が多いように思うんですけども、その理由は。

○資源管理推進室長 はい、割当割合のうち漁獲シェア50%を均等割としていることについてですけども、この管理区分の大臣許可いか釣り漁業の漁船が、するめいかの操業のみを行っている船もあれば、太平洋の公海であかいかの操業を兼業したり、あるいは、ロシア水域でのするめいか操業を行ったりという様々な操業パターンがございまして、これも船ごとに違ふし、同じ船でも年によってもかなり違いがあるということですので、直近年においてあかいか操業をやっていたり、ロシア水域で操業していたりという割合が多い方への配分というのも考慮しまして、50%を均等とするというような形でしております。

○田中分科会長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 高橋です。

1点お伺いしたいんですが、例えば大和堆周辺で外国漁船が従来のように大量に押し寄せた場合、この方法で、このIQで予定どおりのものが達成できるかどうか、その影響とこののをどの程度考慮しているのか、それを教えていただきたい。

○田中分科会長 これは水産庁のどなたが。要するに、漁場が競合した場合に達成できないんじゃないかと、大和堆漁場。

○管理調整課長 外国漁船のお問合せがあったと思いますけれども、非常にいろいろと競合が起こっているというふうなことでございます。当然、外国漁船のこんな状況が続けば、資源は増えていかないというふうなことでございますので、当然、漁業者にIQの資源管理を行わせるというふうなことであれば、国はあらゆる手段を使いまして中国なりに、まずは申入れといったものを行っていく、あるいは取締りなり等で、それを防止したいというふうにご考えているところでございます。また、更にそれより影響を受けるというふうなことになるれば、既存の基金といったものがございまして、そちらの方で休漁に対する支援等、こちらの方についても確実に行っていきたい、こう考えているところでございます。

○田中分科会長 どうぞ、高橋委員。

○高橋特別委員 I Qに反対しているわけじゃないんですけれども、日本だけが先んじて I Q制度を導入をして資源を守るんだといいながら、片や一方、野放図にどれだけの漁獲をしているのかさえも定かでない状況の中で、日本船だけが被害を被ると、こういうことでは困るわけで、その辺をしっかりと数字的にも制度的にもしっかりとした上での I Q制度を導入するというなら、私は理解できるんですが、ややもすると日本船だけが被害を受けて、最悪の場合、また減船だというような話になったんでは元も子もないわけで、漁獲量が減るということは、当然その漁獲をする船なり会社なり人なり、これらがいないがゆえに漁獲量というのは減っていくわけですから、その辺をしっかりと考えていただかないと、どうも最近 I Qに先走りというようなところが多々見受けられますので、もう少ししっかり足を固めてからやっていただければ有り難いなというふうに思います。

以上です。

○田中分科会長 御要望を承ったということでよろしいですね。

○高橋特別委員 はい。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、山下委員、大丈夫でしょうか。

○山下特別委員 はい、大丈夫ですけれども。

○田中分科会長 じゃ、2番目の今出てきた外国船の話とかぶるかもしれませんが、どうぞお願いします。

○山下特別委員 1番として、資源が増えたときには、漁業に支障がないように速やかに T A Cの見直しを行うこと。するめいかは単年性で、条件を整えば急速に資源が増加する。資源が増加したらするめいかの単価下がります。このときに各漁船は、I Qの見直しを行わなければほかに獲る魚がないか釣りの漁業は破綻します。速やかに T A Cの見直しを行い、I Qを増加させることが必要である。漁獲の状況によって、漁期中でも T A Cの見直しができるようにしてほしい。

2番目は高橋局長と一緒になんですけれども、日本の漁業者に I Qを守らせるのであれば、するめいか資源の最大の減少要因である外国漁船による違法な乱獲をやめさせること。

3番目に、漁業者が I Qを守ることで資源が増えるよう、正確な資源評価を行うこと。するめいかは単年性なので資源評価が難しいことは理解します。しかし、漁業者が信頼できる資源評価でないと、漁業者が I Qを守る意味がなくなってしまいます。水産庁及び水産研究・教育機構は、正確な資源評価を行ってほしいと思います。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

お答えか何か、3点ありましたけれども。

○資源管理推進室長 まず資源が増えた場合にTACの見直しを行ってほしいという点についてお答えしますが、現在するめいかのTACについては、3年間固定とするシナリオを採用しているところでありますけれども、毎年の資源評価の結果として資源状況が大きく変化したということが明らかになった場合には、必要に応じてステークホルダー会合を開催してシナリオを見直すといったこともあり得ます。資源状況によるTACの見直しというのは柔軟に行っていきたいと考えておりますが、一方で、期中の改定につきましては、なかなかするめいかについて漁期中の調査の精度の問題もございまして、基本的には期中の改定というのは難しいと考えているところでございます。仮に漁期中に資源評価の段階では想定しなかったような急激な資源の増加が見られる場合につきましては、そのときの状況、どういった漁業種類でどのように漁獲が積み上がっているのかとか、そういったことも踏まえて、どういった対応が可能かということを検討してまいりたいと考えております。

○田中分科会長 外国船のは同じということで、三つ目の、IQをやるんだから資源評価の向上ということですね。質の向上についてお願いしたいという要望があったと思いますが、これは要望を承ったということでよろしいですか。

○漁場資源課長 水研機構としては、質の高い情報の収集に努めてまいります。

○田中分科会長 ということで、質の向上に努めていただくということですね。よろしいでしょうか。

○山下特別委員 はい、よろしく申し上げます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ほかにならなければ、諮問第401号につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 特段異議なしということですので、そのように決定いたします。

それでは次に、諮問第402号、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の

当初配分案等についてに移ります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは説明いたします。資料は3-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

4水管第2801号

令和4年12月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第402号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和5管理年度における数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

次のページ以降に、別紙1として数量の告示の案を載せております。内容につきましては、13ページからの資料の3-2で御説明いたします。

まず、くろまぐろの小型魚・大型魚についてでございます。太平洋くろまぐろにつきましては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で国際的な管理措置が定められておりまして、日本としましては、この措置を確実に実施し、資源管理に取り組むことが求められているところです。昨年のWCPFCの会合では、大型魚の15%の増枠に合意し、今年の管理年度から適用しています。本年のWCPFC会合では、太平洋くろまぐろの管理措置については変更がなかったことから、我が国としましては、本年と同様の国際的な管理措置の下で管理を行うことが基本となります。

それでは、令和5管理年度の漁獲可能量当初配分について御説明いたします。資料の1ページ目下は管理期間について載せておりますが、ここは変更ございませんので省略させていただきます。

1ページめくっていただいて次のページを御覧ください。漁獲可能量の配分については、水産政策審議会資源管理分科会に設けられましたくろまぐろ部会において検討が行われ、配分の考え方として取りまとめられております。こちらは、くろまぐろ部会におけるこれまでの議論の過程と、昨年取りまとめられました令和4管理年度以降の配分の考え方のポイントを、14ページ、15ページにお示ししております。先ほど申し上げたとおり、国際的な管理措置について変更はございませんでしたので、令和5管理年度の配分に当たっては、配分方針は変更せず、令和4管理年度と同じ配分方針に基づき配分する案としているところでございます。

15ページの下に令和5管理年度の配分方針というスライドがございます。小型魚につきましては、大臣管理区分及び都道府県とも、令和5管理年度当初はWCPFCの基準年（2002年～2004年）を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。令和5年3月に沿岸漁業の漁期が終了した段階で、繰越部分を沿岸漁業に優先的に配分する。瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分するという方針です。

大型魚につきましては、大臣管理区分及び都道府県とも、令和5管理年度当初はWCPFCの基準年（2002年～2004年）を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。令和5年3月の沿岸漁業の漁期が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降はWCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とするというものでございます。

この方針による令和5管理年度の具体的な当初配分案は、次のページの上のスライドに、令和4管理年度の当初配分と並べて載せております。

まず小型魚・大型魚どちらも合計のところが変わっておりますが、小型魚につきまして12.1トン減少、大型魚につきまして12.1トン増加となっております。これは小型魚を大型魚に振り替えたことによるものでございます。それぞれの内訳について前年と数量が変わっているところは、小型魚では都道府県と留保、大型魚では大臣管理区分のかつお・まぐろ漁業と都道府県のところの数字が変わっております。

小型魚の都道府県の数量の変更は、過去の超過分の差引が終了したことに伴う配分量の増加でございます。留保の減少は、先ほど申し上げた、大型魚への振替の分と都道府県への配分の増加による差引ということになります。

大型魚のかつお・まぐろ漁業の増加は、前年の超過分の差引が減少したことと、あとこれは後ほど詳しく説明しますが、令和3管理年度の未利用分相当の数量を留保から上乗せすることとしたことによるものでございます。都道府県の増加分は、過去の超過分の差引きがなくなったことによるものでございます。

都道府県への当初配分案は、17ページの下に小型魚、18ページの上のスライドに大型魚の配分案の数量をお示ししております。御覧いただくと分かると思いますが、ほとんどの都道府県において前年同の数量となっております。

それでは、大型魚のかつお・まぐろ漁業への配分における令和3管理年度の未利用分相当の留保からの上乗せについて御説明いたします。資料は資料10-1-1を御覧ください。資料10-1-1と右肩に書いてあるものの中ほど、37ページの図を御覧ください。くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の未利用分の取扱いにつきましては、資源管理基本方針別紙2-2の第6の3に定めておりまして、ある管理年度で生じた各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の未利用分は、原則として当該管理年度の当初に設定された大臣管理漁獲可能量の10%を上限に、翌管理年度に繰り越すこととしております。

くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業のIQ管理区分につきましては、この37ページに書いてあるとおりでして、当該管理区分の未消化量は翌年の1月以降には確定するものでございますが、繰越は国全体の数量確定後でなければ行えないということで、翌年の4月以降に行われるというのが現状になっております。しかしながら、このかつお・まぐろ漁業におきましては、地域によりくろまぐろの盛漁期が異なるため、管理年度の途中で各船に繰越数量を配分しても有効に活用できない地域が発生するですとか、漁獲割当て

の移転が断続的に行われる中で、管理年度途中でI Qが変更されることによって混乱を招いてしまうというような問題が、4月以降に各船に割当数量を追加するとした場合に生じてしまうということから、この管理区分において繰越数量は、翌々年の当初配分のときに留保から上乗せして行うということとしたいというものです。この下の「例」というところがございますとおり、令和3管理年度の繰越数量については令和5管理年度の当初配分の際に、令和4管理年度の繰越数量は令和6管理年度の当初配分の際に、繰越数量を上乗せして割当割合に応じて配分することとしたいというものでございます。

具体的な数字が入ったイメージが次の38ページにあります。ちょっと仕組みが複雑なので、まず移行期間の分が特に複雑ですので、最終的な形としてのイメージとして、まず真ん中辺りの令和5年のところを御覧ください。この例で申し上げますと、当初配分の枠が700トンに対して管理年度終了時の未利用分が20トンあったといたします。当初枠の10%以下なので、この20トンを繰り越すことが可能ですが、翌管理年度、令和6年におきましては、この20トンは留保の中へ繰り入れて追加配分の原因とするとして、翌々年の令和7管理年度においてこの20トンを、当初配分の際に留保から上乗せして配分するというものです。

令和5年以降はこのような形になるんですけども、令和3年、4年において生じた未利用分の扱いが、この形に移行するまでの期間としてちょっと異なる扱いになります。令和3管理年度から令和4管理年度への繰越の未利用分が、この令和4年の上のところ、20トンありますが、これは配分されていないので、そのまま令和5管理年度へ繰り越されることになります。これに対しまして、令和4管理年度の当初配分に対する未利用分10トンにつきましては、令和5管理年度においては、留保に繰り入れて追加配分の原因として、令和6年の当初配分において10トン留保から上乗せするとするということでございます。ちょっと複雑ではございますが、未利用分を翌々年の当初で上乗せするという形にしたいというものでございます。

くろまぐろにつきましては以上でして、次にめかじき（南西太平洋海域）の令和5管理年度の漁獲可能量の当初配分案について御説明します。資料は3-3、資料3-1から始まるつづりの21ページ、最後の紙ですけども、こちらをお開きください。

めかじき（南西太平洋海域）についてですが、令和5管理年度は令和5年1月1日から12月31日までとなっております。TACの算定方法ですが、地域漁業管理機関で決定された国別割当量に繰越割当量を加えて、他国への移譲割当を差し引くという数式で算出する

ことになっております。前年漁期以前からの繰越し可能な割当量がなく、かつ、他国へ譲渡する割当量もないことから、W C P F Cで決定された我が国の初期割当量である588トン、漁獲可能量として設定するという案になっております。南西太平洋のめかじきの管理区分は、大臣管理区分のかつお・まぐろ漁業のみとなります。大臣管理漁獲可能量について、留保枠も設定しないこととして、南西太平洋のめかじき、588トンとするという案でございます。

私からの説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

かつお・まぐろの繰越が1年遅れて配分されるという点を除けばほぼ例年どおり、ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。特に御意見ありませんか。

特にならなければ、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第402号は、融通等に伴う漁獲可能量の数量変更の事後報告についても諮問されています。

事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料の3-1の諮問文にお戻りください。「また」以降のところでございます。くろまぐろの漁獲可能量に関する数量の融通等について、別紙2、資料の11ページを御覧ください。

今回、この諮問を経てT A Cの設定及び配分を行った後の融通等に伴う配分数量の変更に関して、当事者間の合意により行う融通等に伴う数量の変更につきましては、農林水産大臣の裁量が発揮されない機械的なものであることから、引き続きあらかじめお諮りした上で事後報告とさせていただきたいというものでございます。

この別紙2の2の(1)の部分、ここが今回新しく追加されている部分でございますが、前回の資源管理分科会において基本方針の変更について御了承いただいたところでございますが、小型魚の大臣管理区分につきまして、12月末の漁獲可能期間の終了によるそれぞれの未利用分を国の留保へ繰り入れるという変更についてでございます。これにつきまして

ては、現在の令和4管理年度及び令和5管理年度について、今回お諮りするということです。

2の(2)につきましては、令和4管理年度においても御承認いただいているものでして、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県間での数量の融通、当事者の合意により行うものにつきましては事後報告とさせていただきたいということ、また、大臣管理区分の大中小型まき網漁業においてIQによる管理を行っている区分の未利用分につきましては、国の留保への繰入れ及び総量管理の区分への追加配分につきましても、事後報告とさせていただきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

これも迅速な枠の変更ということで事後報告にしたいということだと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問402号は終わりにいたしまして、次に諮問第403号、特定水産資源(めかじき(北大西洋海域)、めばち(大西洋条約海域))の令和4管理年度における漁獲可能量等の変更についてに移ります。

それでは、事務局より説明をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁国際部かつお・まぐろ漁業室の成澤でございます。

資料は4-1になります。まず、表の諮問文を読み上げます。

4水管第2831号

令和4年12月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（めかじき（北大西洋海域）及びめばち（大西洋条約海域））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第403号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（北大西洋海域）及びめばち（大西洋条約海域））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等について別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

私の方からは、特定水産に関するめかじき（北大西洋）とめばちの令和4管理における漁獲量の変更等について御説明させていただきます。

資料4の5ページを御覧ください。まずはめかじきなのですが、大西洋めかじき、次の6ページの大西洋めばちの令和4管理年度における、管理年度は令和4年8月1日から令和5年7月31日までの漁獲可能量等について、今年の6月に告示しております。北大西洋のめかじきを管理するI C C A Tの保存管理措置では、令和4年漁期の割当て量に前年の令和3年漁期からの割当て量を繰り越すことが求められますが、本年6月の当初配分を行った時点において、令和3年漁期からの繰越量が未確定でした。今年11月のI C C A Tの年次会合を経て令和3年漁期からの繰越量を確定したことから、令和4管理年度の漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量に、令和3年漁期からの繰越量1,400.81トンを追加する変更を行います。以上の変更を行った結果、変更後の大西洋めかじきの漁獲可能量は2,032.81トン、大臣管理漁獲可能量は2,025.81トンとなりましたので、留保枠の数量の変更はございません。

次に、最後の6ページを御覧ください。大西洋条約海域のめばちについては、I C C A

Tの保存管理措置では令和4管理年度の漁獲上限を設定するに当たり、2年前の令和2年に漁獲上限から獲り残した数量の繰越が可能とされております。今年の6月に漁獲可能量とした後に、I C C A T事務局やその加盟国とのやり取りを行う中で、繰越に関する勧告の内容が明確化した結果、繰越しできる数量の上限が1,769.6トンから1,397.9トンに減少することとなりました。下の段の表を見ていただきたいのですが、これは繰越しの根拠となる当初配分の考え方の変更に伴うもので、2020年の当初配分は前年から21%削減した数量と書かれていることから、6月の告示では当初配分を前年2019年の数量である1万7,696トンとしていましたが、当初配分は21%削減した1万3,979トンを用いることとなったため、繰越し分がその10%となる1,397.9トンになりました。これに伴いまして令和4管理年度の漁獲可能量は1万4,477.82トン、大臣管理可能量を1万4,453.82トンに変更いたします。近年の漁獲実績によると、T A Cの上限近くまでめばちを漁獲することは想定されないため、このT A Cの減少による漁業者への影響はないと認識しております。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

これはI C C A T決定事項で是非もないという気がします。よろしいですか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。

ないようでしたら、諮問第403号につきましては原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

異議は特段ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第404号、内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案についてに移ります。

事務局から説明よろしくお願いたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

資料5-1を御覧ください。初めに諮問文を読み上げます。

4 水推第1210号

令和4年12月12日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（諮問第404号）

別紙のとおり、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第324号）の一部を改正する政令を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第28条第5項において準用する同法第26条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問文については以上です。

次のページ以降に政令案それから新旧対照表が載っております。

内容について御説明いたしますので7ページを御覧ください。資料5-2ですが、趣旨のところ、これの前提として、まず海面で一般に営まれております養殖業につきましては、漁業法に基づいて漁業権の免許を受けなければ営んではならないというふうになっております。一方で、陸上の私有地に水を引くなりして養殖しておるものに関しては、ウナギを除き、養鰻業を除き特段の法律の規定はないので、昨今新しいタイプの養殖業として、いわゆる陸上養殖と言われるものが勃興してきているという状況にあるわけです。そういう制度的な背景がありますが、内水面漁業振興に関する法律において、漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業のうちということで、届出養殖業という規定がありまして、ここに政令によって指定をすれば一定のものを届出してもらうような形が取れるようになっているということです。

今般、その次辺りのところの記載ですが、いろいろな陸上養殖は概念としてはいろいろ

なものが入ってくるわけですが、古くから河川沿いで営まれているような淡水魚の養殖、養鱒業ですとか、コイであれば養鯉ですし、養鮎みたいなものが代表的なものです。こういったものについては、周辺環境への影響等というのは把握されているし問題がないからこそ、今まで営まれているということです。一方で、先ほど申し上げたような、近年陸地において海面と同様のような生息環境を整備した養殖場というのを設置してやるなど、新しい様式を取り入れた養殖業が営まれ始めているということにして、こうしたものにつきましても排水等を伴うわけですが、周辺環境への影響などについていまだ十分な知見がないということですから、今般、届出制を敷いて、こうした陸上養殖の実態を把握していく必要があるということが、今般の政令改正の趣旨でございます。

改正の概要ですが、ほぼ条文どおりですが、陸上届出養殖業として陸地において営む養殖業であって、次の各号のいずれにも該当するものということで、一号の方が、まずは食用の水産動植物を養殖するものであることということで、陸上養殖の概念の中には、メダカですとか金魚ですとか、そういう鑑賞魚みたいなものも入っているということで、まずは食用ということで、ウナギが除かれているのは、既にこの内水面漁業振興法に基づいて届出ではなくて許可制の養殖業ということにウナギ、養鰻業だけはなっておりますので、これはもう制度化されているので除くということです。

次に二号のところを御覧いただきますと、次のいずれかに該当するものであることとして、まずイです。水質に変更を加え、又は海水を養殖の用に供するものということで、海水は分かりやすいと思いますけれども、水質に変更を加えるというのはイメージしやすいのは、水道水に海水の素みたいなのを加えて、塩水と一般には呼ばれていますけれども、塩分濃度を付加したもので養殖をやっているものということです。

それからロの方では、養殖の用に供した水を、餌料の投与等によって生じた物質を除去することなく養殖場から排水するものということで、これは実態はないに等しいと思っておりますが、分かりやすく次のページに図示をしておりますが、8ページを御覧ください。今御説明した二号のところは赤枠で囲ってあると思います。このところを図示してみるとこういうふうになるというのが、この下のマトリックスなんです。黄色で埋めてあるところが、今回の赤枠によって政令指定によって届出制の対象になってくるものということです。逆の意味で言うと、例えば一番左端のこま、縦の欄です。掛け流し式であって河川等の淡水、湧水で営まれているものは、これは沢の上の養鱒業、ニジマスをやっているようなところがメインですけれども、こういうところは除かれてくるということです。一方

で、最近話題になっているような、体育館みたいなところの外にろ過機があつて、それで中でトラウトサーモンを養殖しているようなものは、この一番右の方の縦の欄、循環式というようなどころに入ってきて、これはどんな水を使うということであっても対象にするというようなどころに入ってくるのは、今申し上げたような閉鎖循環式と呼ばれるような陸上養殖に加えて、もう一つはヒラメとかで実績が出てきていますけれども、海水を引いて、それを循環させることなく掛け流し式でやるようなものというようなどころになっていて、ここら辺の実態把握を進めていくために今般、届出養殖業として位置付けるということになっております。

すみません、7ページに戻っていただいて今後のスケジュールのところ、3のところですけれども、所要の手続を経た上で来年1月に、政令ですので閣議で決めるということですので、閣議1月下旬、それから社会に適用するという意味での施行ですけれども、来年の年度明け、令和5年4月1日を予定しております。それから、もう既存で営まれている方がいらっしゃいますので、そういった方々については3か月、4、5、6と3か月の経過措置期間を設けて、その間に届出をしてくださいということで、制度を運用していきたいというふうに考えております。

なお、9ページを御覧いただきますと、既にこういったことをやるということについては、今年の3月に閣議決定をいたしました水産基本計画にも、この記述の最後のところですが、内水面漁業振興法に基づく届出養殖業として陸上養殖を位置付けるんだというようなことが書いてあります。御参考までですが、お知らせをしておきたいと思っております。

説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 すみません、全漁連の三浦でございます。

先ほどの説明では、所在地や養殖方法、魚種などを把握するために、陸上養殖を対象に届出制度を行うということですが、政令改正によってどのような内容の届出を義務付けることになるのか、所在地だけなのか、それとも例えば面積も必要なのか、飼っている魚種と尾数も必要なのかなど、分かっている範囲で教えていただければと思います。

○栽培養殖課長 具体的な今、三浦委員から御指摘があったような要件については、この更に下のレベル、省令で内水面漁業振興法の施行規則の方で定めていくことにしております。今内容を検討中ということですが、おおむね今御発言があったようなアウトライン、養殖業を業態として営んでいるわけですから、その業態を明らかにするようなものを求める。それからもう一つは、1年たったところで実績報告というような形で、どれぐらい生産しましたかというようなことも、報告してもらおうというようなことによって、業態把握を進めてまいりたいというふうに考えております。

○三浦委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 ほかにございますでしょうか。

これって将来的にはニシキゴイみたいなものも考えていらっしゃるんですか。

○栽培養殖課長 ニシキゴイは典型的な観賞魚ということですので、これももう業態としては統計もありますし、先ほど申し上げたような今回の整理で抜けていくところですよ。養鱒だとかそれから養鮎とか従来型の淡水、観賞魚も含めてですけども、メダカはちょっと別ですけども、そういったものについては、もう既にセンサスだとかなんとかというので業態も把握されております。ニシキゴイも同類だと思いますので、今のところ予定はありません。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 これはいわゆる完全閉鎖型といいますか、それも含まれるということなんだろうと思うんですけども、これは既に既存の業者というか、行っている方も対象となるということですか。

○栽培養殖課長 まず完全閉鎖式、完全かどうかなんですけれども、いわゆる閉鎖循環式と呼ばれているものも、「完全」と付いても、我々は実態調査とかいろいろな聞き取りもしましたが、排水は必ずすることはあるということなんです。それが1日で持っているとか回している水の何%かというようなことが、随分違いがあるらしいんですけども、完全閉鎖循環式みたいなことを銘打っていても数%は排出するというようなことですので、今般それも閉鎖循環式という中に入れて対象にするということなんです。

それから後者は何でしたか。既存の方、説明を最後の方で示してありますが、ここです。営んでいらっしゃる方ですし、届出してもらおう必要が出てくる方々がいらっしゃいますの

で、7ページを御覧いただきますと一番最後の行、アスタリスクのところですが、既存の陸上養殖業者、今回の政令改正で届出が必要になってくる方々については令和5年6月30日まで、施行が4月1日ですので3か月間の猶予期間というか経過措置期間がありますので、その間に届け出てもらおうということになります。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

ほかにないようですので、諮問第404号につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第401号から第404号について、確認のため答申書を読み上げます。

答申書

4 水 審 第 31 号

令和4年12月12日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和4年12月12日に開催された水産政策審議会第121回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第401号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（するめいかの別紙2の変更）について

諮問第402号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第403号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域））の令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第404号 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

それでは、失礼、ちょっと狭くてですね。答申書を。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○田中分科会長 それでは、続きまして審議事項です。審議事項に入ります。

第9回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料の6を御覧ください。第9回資源管理手法検討部会の結果について(案)というものです。資源管理手法検討部会は、TAC魚種の拡大の候補魚種について資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合での議論に向けて論点、意見を整理するための部会となっております。部会の運営規則の第2条で、部会は調査・審議の結果を分科会に報告し、分科会はその結果を審議し議決するとされているところでございます。今回はカタクチイワシ瀬戸内海系群に関する検討を行いました、11月21日に開催された第9回の資源管理手法検討部会において取りまとめられた論点、意見について、事務局である水産庁から御説明いたします。

今回はシラスに関しての御意見を多く頂戴したところでございます。この資源評価においては、カタクチイワシの漁獲量というものはシラスを除いたものとなっております、シラスを含めないという前提でのその評価、あるいはその検討という形になっているものです。資料6、上から順番に四つの項目に整理しております。これまでと同様に四つの項目に整理しておりますので、順に御説明いたします。

まず1番目、漁獲等報告の収集についてでございます。現場に負担のかからない報告体制を構築する必要がある。報告の必要性を漁業者に説明し、理解を得るべき。報告義務の適切な履行の観点から、電子的な報告体制の整備を進めてほしい。シラスと交じりで報告される場合の漁獲量の集計方法について検討する必要があると、このような御意見を頂いております。

資源評価につきましては、資源評価や将来予測の精度の改善に向けた取組を引き続き進めるべき。資源評価におけるシラスの扱いや考え方について、漁業者に丁寧に説明してほしい。サワラやスズキ等の魚種による捕食の影響について、カタクチイワシの自然死亡率を変化させた場合の感度分析等により、可能な範囲で影響を評価してほしい。瀬戸内海系

群を一つの系群とする根拠を示してほしい。加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、再生産関係式など、資源評価の妥当性について丁寧に説明すべき。将来予測の結果において、親魚量と漁獲量の計算に含まれる年級群が異なることから、その点について丁寧に説明すべき。

資源管理については、複数の漁獲シナリオを図示した上で漁業者に説明すべき。これまでの資源の動向や環境要因を踏まえたもの、漁業者の自主的取組（禁漁期の設定、漁獲サイズの制限）を考慮したものなどを検討する必要がある。柔軟かつ迅速なTAC管理ができる仕組みを明示する必要がある。地域経済への影響も踏まえた漁業継続を可能にする包括的な経済的支援も検討してほしい。シラスの数量管理は、適切に資源評価が可能となるまで慎重に検討してほしい。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項については、シラスの漁獲が資源に与える影響を、可能な限り評価し説明してほしい。シラスの資源管理の現状について整理し、管理の方向性について説明してほしい。TAC管理に余りなじみがない関係者が多いと思われるため、TAC管理の概要やTAC管理を導入することの必要性について丁寧に説明してほしい。また、経営面での支援策を提示してほしい。漁業者の理解を得るため、具体的な管理措置について説明してほしい。TACの配分方法についてもステークホルダー会合の中で議論すべき。漁業者による自主的な取組を含め、TAC管理を含めた全体としての効果的な資源管理方法を検討すべき。

このような形で取りまとめの案とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。これは裏面はよろしいですか。今後のこれはあれか、TACの。

○資源管理推進室長 裏はTAC魚種拡大に係る検討の進捗状況ということで参考としておりまして、今回報告させていただいたのは、この右から2列目、資源管理手法検討部会というところの下から2番目の枠です。カタクチイワシ瀬戸内海系群、令和4年11月21日の部会の結果ということで、この次の検討部会としましては、12月20日にマルアジ・ムロアジ類・キンメダイについての開催を予定しているところです。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、第9回資源管理手法検討部会の結果につきましては、原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

事務局におかれましては、この取りまとめを踏まえまして資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合に向けた準備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、かつお・まぐろ漁業における令和3管理年度のくろまぐろ（大型魚）の漁獲実績の取扱いについてです。

本件については、前回の分科会におきまして参考人から御意見を表明していただきましたほか、事務局からの資料に基づいて分科会として議論をいたしました。本日は2021年の漁獲実績の取扱いについて結論を得たいとのことですので、事務局から説明よろしく願います。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室の成澤でございます。

資料は7になるんですが、資料の説明に入る前に、事務局から一つ、委員の皆様へ御意見を伺いたい点がございまして、本日御出席の齋藤委員におかれましては、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会理事の立場でもあり、正に本件の直接の関係者となります。そのため、前回と同様に今回の分科会においても、公平な審議を行うため、本分科会の委員としての参加は控えていただけないかと考えております。もしそれでよろしければ、本議題を審議している間は、事務局の方で座席を用意しておりますので、そちらに御移動していただけないかと考えているのですが、分科会長、いかがでしょうか。

○田中分科会長 ただいま事務局から、本議題の間における齋藤委員の離席について提案がありましたが、了承してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中分科会長 ありがとうございます。

齋藤委員もよろしいでしょうか。

○齋藤委員 はい。

○田中分科会長 御協力ありがとうございます。

御異議がないようですので、齋藤委員におかれましては、事務局が案内する座席の方へ御移動をよろしくお願いいたします。

(齋藤委員 離席)

○田中分科会長 それでは、改めて事務局から御説明よろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 資料は7の横のパワーポイントになります。11月に開催された前回の資源管理分科会において、くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における令和3（2021）管理年度の状況や、令和6管理年度以降のIQにおける2021年度の漁獲実績の取扱い等について御審議いただきました。令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準の策定に当たり、漁業者の自主的な取組として試験的なIQの管理が行われた令和3管理年度の漁獲実績を、どのように取り扱うかについては、資源管理基本方針において令和4管理年度中に結論を得ることとされています。本日の資源管理分科会では、これまでの議論を踏まえて御審議いただき、2021年度の漁獲実績の取扱いについて結論を得られればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずはこれまでの説明と重複する部分もございますが、改めて令和3管理年度の漁獲実績の状況を報告します。それでは、1ページ目を御覧ください。太平洋マグロの資源評価には、長年我が国のかつお・まぐろ漁業の漁獲データが用いられており、中でも盛漁期である4月から6月の大型魚のCPUEが、資源動向を解析する上で重要な指標となっています。しかしながら、下の図にありますように数量管理導入以降の2018年、2019年、2020年においては、漁獲量の総量による管理の下では、先取り競争の弊害により漁獲データが十分に得られない状況となり、WC P F Cでの資源評価に用いるデータの精度に対し、WC P F Cから疑義が呈されていました。

改正漁業法ではIQ管理が基本とされ、かつお・まぐろ漁業についても令和5年度までにIQ管理を導入することが予定されていましたが、令和2年10月30日の水産政策審議会において、資源評価に用いる漁獲データの安定的な収集の実現にはIQ管理が有効であるとの提案があり、速やかにIQ管理を導入する方向で検討を始めました。そしてIQ管理の導入がスムーズに進むよう資源管理基本方針を改定し、令和3管理年度は試験的IQを実施いたしました。なお、法令上、令和3管理年度のかつお・まぐろ漁業は、漁獲量の総量による管理でございます。

2 ページ目を御覧ください。令和3管理年度の試験的 I Q の実施結果についてまとめております。総量管理の下での試験的な I Q 管理の実施に当たり、水産庁から一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会——以下、近かつ協とします——及び一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会——以下、全マ協とします——に対し、各団体が取組の根拠とすべき配分数量を通知いたしました。下の図を御覧ください。試験的な I Q 管理は令和3管理年度の4月から12月に行われており、1月から3月は従来の総量管理が行われています。両団体に通知した配分数量と実際の漁獲実績を表にまとめております。

3 ページ目を御覧ください。上の図は、平成30(2018)管理年度から令和3(2021)管理年度までの漁獲実績の推移を、各団体別に比較をしたものです。下の図は、平成30(2018)管理年度から令和3(2021)管理年度までの漁獲量階層別の隻数分布を表したものでございます。

4 ページ目を御覧ください。2021年の漁獲実績をどのように取り扱うかという点について、前回の資源管理分科会においてお示しした五つの案を整理したものでございます。簡単に申し上げますと、案①が現行と同じ方法、案②と案③が、現行と同様に複数年の漁獲実績を使うものの、2021年の漁獲実績を用いないというものです。そして案④と案⑤は、現状とは全く違うやり方で、2021年も含めて過去5年のうち最も漁獲実績等が大きかった年の数字を使うというものです。

5 ページ目を御覧ください。前回の資源管理分科会において、2021年の漁獲実績をどのように取り扱うかについて、両団体の代表の方から意見表明を行っていただきました。主な意見についてまとめております。

6 ページ及び7 ページを御覧ください。こちらは、前回、当省から4ページにある案を示した際、委員の方から頂いた様々な意見についてまとめております。I Q 管理が登場した歴史的経緯や自主的管理との相違点や、I Q 管理下での配分の際の原則となる考え方、資源回復の要因や、その恩恵の享受先について御意見を頂きました。また、一部の委員からは、両団体で話し合っただけで協力してほしいなどの意見を頂いたところです。これを受け、水産庁としても話し合いの場を設けようと調整したものの、両団体の御都合もあり、本日まで実施することができませんでしたが、今月15日に行う予定で調整しておりますので補足いたします。

8 ページ目を御覧ください。これまでのページに引き続き、前回の水政審における委員からの意見のうち、2021年の漁獲実績の取扱いに関する意見についてまとめております。

各委員からは、2021年の漁獲実績を用いることに対し否定的な御意見を頂いたところです。堀内委員からは、2021年の漁獲実績を除く複数年の漁獲実績の合計が望ましい。川辺委員からは、2021年は二つの団体が異なるルールに従って操業していたので、それを基にして評価するということは不合理と考える。三浦委員からは、自主的IQに取り組んできた者とそうでない者が存在した中で、その管理下での数字を使うということは、自主的IQ管理に取り組んだ者が不利益を被ることになるが、これは避けるべきであると考えている。木村委員からは、2021年の漁獲実績を入れると、これまで資源管理に努力してきた漁業者の実績が勘案されなくなるので問題と考えるといった意見を頂きました。なお、1名の委員からは、試験的IQを実施した水産庁にもある程度の責任があるとの御意見を頂戴しています。

ここまでの前回までの議論のまとめとなりますが、続いて9ページを御覧ください。これまで紹介したとおり、前回の資源管理分科会では様々な観点から御意見を頂いたところです。ここで改めて漁獲割当割合の設定に関わる考え方を説明します。漁獲割当割合の設定は公平かつ合理的に行われる必要があることから、あらかじめ漁獲割当割合の設定基準を定め、当該基準に基づいて漁獲割当割合を設定することとされており、この基準を定める際の勘案事項は9ページに示しております。令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準の策定において、これらの勘案事項のうち、船舶等ごとの漁獲実績に関し、試験的IQを行った令和3年の漁獲実績をどのように取り扱うかについて、前回の資源管理分科会において協議が行われたところです。当該議論を踏まえ検討を進めた結果を整理すると、次のとおりとなります。

10ページ目を御覧ください。令和3管理年度に実施した試験的IQは、御批判もありますが、全体として見ると先取り競争の抑制及び漁獲中断の防止効果があったほか、かつお・まぐろ漁業における令和4年からの漁業法に基づくIQ管理への円滑な移行に寄与するなど、取組の意義はあったところです。一方で、飽くまで漁業者による自主的な取組であったことから、周知のとおり、試験的IQに取り組んだ者とそうでない者が混在した状況となりました。その結果、複数の委員からも御指摘があったとおり、事実上異なるルール（IQ管理と総量管理）の下で操業を行う漁業者が混在した状態となりました。さらに、統計的な分析等からも示されたとおり、令和3年に試験的IQに取り組んだ団体の漁獲量は、そうでない団体の漁獲量と比較して、特異な形で抑制された結果となりました。このような状況を考慮すると、複数の委員からの御意見にもありましたように、令和3年の漁

獲実績を令和6年以降の漁獲割当割合の設定において用いることは、公平性・合理性あるいは資源管理の推進の観点から適当でないと考えます。このことから、前回提示した案②又は案③、今回は次の11ページ、12ページに載せておりますこれらの案を軸に今後検討し、令和6年以降の漁獲割当割合を設定していくことにしたいと考えています。

なお、令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準策定に当たっての2021年の漁獲実績の取扱い以外に、10ページの下の方に記載している事項について四つ記載しておりますけれども、そういったことに関して今後検討し決定していくこととしたいと思っています。

私からの説明は以上になります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

このまとめは、ほとんど我々委員会の意見だけをほぼまとめたものですね。前回水産庁に振りまいたけれども、ノーレスポンスで、こっち側の我々に委ねられた形になっております。大体こんな感じじゃなかったかなとは思いますが、今の説明を聞きますと、令和3を除くことについて反対した人は、お一人もいらっしゃらなかったんじゃないかと思えます。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 今の説明の中で、当事者が15日に話合いの場を持つということでしたので、まずその当事者の意見というか、合意になるかどうかは分からないんですけども、そういう部分の話合いの結果をもってその後ということでは、もうスケジュール的には間に合わないのでしょうか。

それと、どうしてここまで当事者間の合意にこだわるかという部分に関しては、私が実際そういうルールの中で操業をしているんです。なので、いろいろなルールの作り方はできると思うんです。そこを当事者間が本当に、両方がお互いが満足というルールは多分できないと思うんですけども、そこを、こっちはここを譲るから、ここをという、そのやり取りをいろいろやってもらった中で、ある程度の案がこういうふうに出てきましたけれども、どうしますかというような流れというのは、できないものなんではないかというふうに思います。

だから、今言うような21年、令和3年の漁獲実績という部分に関しても、私どもはある程度の条件の中でも数量固定という、TACの数量が増えたり減ったりしたときにはその比率で分けるとか、いろいろな細かいルールを作ってやっているものですから、そういう

ようにできるとすごくいいんだけどなという、この会議でそこをばつっと切ってしまって、「21年は切ります」と言うよりもいいような気がするんですけども、スケジュール的には難しいんですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 漁獲割当割合の設定基準は、漁業法及び同法施行規則において定められている勘案事項を踏まえ策定することとなっていて、これはちょっと堅い言い方ですけども、既に前回の水産政策審議会の場で両団体の意見も伺っていますので、水産庁としては考え方を示させていただいたと思っていて、両団体の議論の結果に基づいて設定基準を策定することにはなっていないというふうに認識しております。ですので、恐縮ですけども、今日のこれに関しては結論を出したいなと思っていて、当然、委員御指摘のように、今日の前に2者の打合せを設定をしましたが、都合があって設定できなかったということでございまして、15日も、10ページ目でございます後半の2021以外の結構重要な事項がございますので、こういった意見に関しては、意見交換して双方の意見を聞いていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○田中分科会長 計算の観点からいうと、早めに決めてもらわないとちょっと間に合わないというのがあるかと思えます。あと、配分が少し泳げる範囲がまだあるので、そこは相談して決めていただければなというふうには思うんですけども、なかなか係争中の人の間に入るのは難しいですよ。そこが一番ネックじゃないかという。

○本間委員 分かりました。まず令和3年という数字をどうするかというのは、確かに今日ここで決めないと駄目なんだというのは理解しましたが、ただ、それを持った中で配分、このルールというのは、また別な話だということで理解して構わないのでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 今、設定基準以外、いろいろな問題点、皆さんが思っている懸念点、疑問点というのは15日にやりますけれども、それから機会があれば、当然水産庁が入っていろいろな意見交換をした中で、いわゆる漁業調整というんですか、そういうところに我々も努力して話合いの場を持っていきたいと思っています。

○本間委員 これだけ今、TACの魚種を増やすよと言っている中で、大臣管理の漁業に関してその部分がIQ管理が基本となりますということでもありますから、この先もいろいろな問題点が出てくると思うので、ここで前回のことを出すように申し訳ないんですけども、ケース・バイ・ケースという言葉が使われると、今回はこれでよかったんですけども、次は駄目よというようなルールってないと思うんだよね。だからきちっとしたルール

化の中で明確にそれを、問題点を一つずつクリアしてやっていってもらわないと、漁業者としては、「この魚はこうだったのに、この魚はちょっと違うの」なんていう話になりかねないんで、ここは大事に決めていきたいなというふうに思っています。

○田中分科会長 ありがとうございます。

前回私もお話ししましたが、配分には三つぐらい原則があつてと、その辺の基本原則を、原則と言うと言い過ぎになっちゃうかもしれませんけれども、事前に定めていただいた方が、漁業者としては安心して取り組めるということだと思います。ということで、御意見を頂いたということによろしいですか。今後配分の仕方についての基本的な約束事なりルールをお定めいただくと、検討いただくということによろしいですか。

ウェブ参加の方もいかがでしょうか。

なかなか委員会に委ねられちゃっていると、みんなはらはらどきどきするんですけども、特にないようでしたらよろしいですか。

なければ、かつお・まぐろ漁業における令和3管理年度のくろまぐろ（大型魚）の漁獲実績の取扱いにつきましては、令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準の策定において、2021年の漁獲実績は用いないとするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○田中分科会長 ありがとうございます。

御異議ないようですので、そのように決定いたします。

事務局においては、今後、実際に令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準を考えていく中で、説明資料の中にも書かれていました今後の検討事項などの精査も行われるものかと思えます。引き続き、資源管理基本方針の変更に向けた準備を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で審議事項は終了したいと思います。

齋藤委員におかれましては、委員の座席にお戻りください。御協力ありがとうございます。

（齋藤委員 着席）

○田中分科会長 それでは、審議事項は終了いたしまして報告事項に入ります。

事務局より報告事項が3件あります。

最初は太平洋クロマグロの資源管理について、事務局より説明よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料の8-1を御覧ください。太平洋クロマグロの資源管理についてですが、今回は融通等の結果の御報告をさせていただきます。

今回御報告するのは前々回、9月の資源管理分科会以降に行った融通の結果についてでございます。いずれも都道府県に対して融通要望調査を行いまして、その結果を受けて行ったものです。

まず1ページ目の下を御覧ください。こちらは第3回の融通ということで、今年の10月に漁獲可能量の一部変更を行ったものです。1ページの下が要望調査の結果を整理したものでございます。小型魚を大型魚と交換したいと、あるいは譲受けを受けたいというような要望が多くあったということもあって、交換が成立したのは次のページの上のこの2組でございます。一つは山形県の小型魚2.0トン、これを北海道、岡山県の大型魚と交換するというもの、もう一つが大中型まき網の小型魚67.5トン北海道、新潟県、石川県、三重県と交換するというものでございます。

その下は第4回の融通の結果です。こちらは11月に実施したものです。ここでも譲受けの要望が多くて、交換が成立したものは、次のページの上にあります大中小型まき網の小型魚と新潟県の大型魚の間での交換というもののみとなっております。この融通を行った後の配分量につきましては、その下、更には次のページの表を御覧いただければと思います。

なお、この後、第5回の要望調査を実施したところでございまして、現在その結果を受けての調整を行っているところという状況でございます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

なかなか需要と供給がマッチしていないという、そういう実態もあるんですね。うまくいくといいんですが。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

特になければ本件はこれで終了しまして、続きまして、国の留保からの配分等について事務局から説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 続いて資料の9を御覧ください。国の留保からの配分等についてというものです。くろまぐろ以外の特定水産資源の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、

各管理年度の事前に資源管理分科会にお諮りした上で事後報告とさせていただいているものについての報告でございます。こちら前々回の資源管理分科会以降のものも一部含まれておりますが、前回報告ができなかった部分を併せて御報告でございます。

1 ページめくっていただきますと三つございまして、まず、まあじについてです。こちらは留保からの配分ですけれども、数量明示をされている関係者間での合意形成に基づく留保からの配分ということです。11月に島根県、長崎県、宮崎県、大中型まき網漁業に留保から配分を行っております。

次のまいわし対馬暖流系群については数量明示の県の間での合意による融通ということで、島根県へ富山県から融通しているというものです。12月に実施したものです。

3 件目が、こちらはまいわしの太平洋系群についてですけれども、大中型まき網漁業の I Q 管理を行う区分について、その管理期間の終了時点での未利用分を国の留保に繰り入れるという形での数量の変更でございます。

以上、3 件御報告です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問、御意見等ございましたら、発言をよろしく願いいたします。

よろしいですか。

特段ないということで、それではウェブ参加の方もよろしいですか。

特段なければ3 点目、続きまして、漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について、先ほど一部御説明いただいたところと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 こちらも資源管理推進室長から御説明いたします。

資料は10-1-1でございます。T A C の当初配分及び配分量の融通等につきましては、くろまぐろとそれ以外の特定水産資源に分けて手続を定めた実施要領を、資源管理部長通知として定めて運用をしてきているところでございます。そのそれぞれにつきまして今、改正の準備を進めているところですので、準備中の案について御報告させていただきます。

まず資料10-1-1、くろまぐろについてでございます。改正内容として主に三つございます。いずれも今年の9 月以降の資源管理分科会においてお諮りして資源管理基本方針の変更を行ったものについて、対応するというものです。

1 枚おめくりいただきますと、新旧対照表の形で赤い色が付いている部分が改正箇所です。

ございます。主な改正内容としまして、この3ページの下のところになりますけれども、これが小型魚の繰越についてでございます。11月の資源管理分科会で御承認いただきました各大臣管理区分について、管理年度終了時点で確定した未消化分のうち、翌管理年度それぞれの区分に繰り越すことができない数量、すなわち当初配分の10%を超える分について、国の留保に繰り入れるということへの対応をする規定でございます。

二つ目は次のページ、4ページの上のところでございますが、「①大中型まき網漁業」と書いてあるところです。ここにつきましては、大臣管理区分のうち大中型まき網漁業について、漁獲量の総量を行う区分とIQ管理を行う区分について、繰越の方法を見直したことへの対応です。総量管理とIQ管理、合計の当初配分の10%を繰り越せるとしたことへの対応によるものでございます。

3番目が、4ページの下「②かつお・まぐろ漁業」と書いてあるところで、先ほど令和5管理年度の当初配分の諮問の際に御説明しました、大型魚のかつお・まぐろ漁業の漁獲割当により管理を行う区分と、未利用分の取扱いを変更したことへの対応規定という内容になっております。

続きまして、くろまぐろ以外の特定水産資源についての要領、資料は10-2-1、39ページを御覧ください。具体的な改正の内容を、こちらも次のページ以降に新旧対照表の形で載せておりまして、赤い文字の部分が改正箇所でございます。こちらの改正は都道府県間、大臣管理区分間、又は都道府県と大臣管理区分との間で行う配分量の融通の手続に関する規定についてです。

漁業法の規定によりまして、都道府県別の漁獲可能量を変更しようとするときには、農林水産大臣は関係する都道府県知事に対して意見を聞くこととされておりますが、現行の実施要領では、この融通が整った場合の手続に関する規定の中に、この大臣から知事への意見照会に関する規定が漏れておりました。もちろん法律に基づく手続なので、これまでも意見照会が行われてきているわけですが、この要領の中で一連の手続が全て分かるようにするというので、この手続につきましても、文書の様式も含めてこの実施要領の中に規定を置くとするものでございます。

現在検討中の改正の案としては以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

今回はもっとビジブルな見て分かりやすいものを、ぱっと見、一目瞭然で分かる資料の添付をお願いしたい。この場でも出されてもという、以上、よろしく願いいたします。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

じゃ、特になければ、その他に移りたいと思います。

何かございますでしょうか、委員の皆さん。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 齋藤でございます。

先ほど離れていたということもあったんですけども、一つ意見と要望をお願いしたいと思います。

まずもって多くの委員の皆様、関係の皆様が、長い活発な議論を頂いて今回の結論を得たということでございます。まずもって皆様の御努力に敬意を表するとともに、今回の結論は、私も大変意味深いものがあると思っております。

我々は法的には総量管理の中で業界の中でI Qに取り組んだということでございますけれども、これは前回の会議でも、江戸の藩政体制の下での入会のことであったり、我が国の伝統的な漁業者の共同管理、浜々のルールであったり、そういったことの流れをくんでいるというのはあれですけども、そういったことなんだろうと思っております。また、今後のI Qの拡大の中でも、そういったことは長年の漁業慣行、あるいは漁業者間の共同的管理であったり、そういった考え方はある部分取り入れた方がいいんじゃないかなと思っております。T A C、I Q、モデルケースみたいにノルウェーとか北欧型が引き合いに出されるわけですけども、魚種、漁法が多い我が国の場合、北欧型というよりはやや南欧、スペインみたいな南欧型の漁業もあるわけで、やはり日本型というI Qがあってもいいんじゃないかなと思っております。

ともかく、くろまぐろの管理が、まだ混乱が相当予想されます。その原因は、まずもって漁業者の現場感とR F M Oの評価が相当乖離があると、それが最大の問題であると思っております。また、沿岸と沖合の意見の相違もあるわけですけども、ただ、この辺はぐっとのみ込むところのみ込んで全体と一つになって、国にお願いするのは、ともかく国際枠の増枠を何としても得てもらいたいと、そういうことでございます。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

○田中分科会長 御意見を賜ったということでよろしいですね。

○資源管理部長 齋藤委員、御意見いただきましてありがとうございます。

我々の方もしっかりTAC、まずIQの話につきましては、いろいろ現場の意見を聞きながら、せつかくやるわけですから、日本の漁業の発展につながるように努力をしたいというふうに思っております。

あと、クロマグロの枠につきましては、これは既に御承知のように国際交渉に関する部分でございます。国内におけるしっかりした管理が伴わないと、この交渉では戦っていきませんので、そういった意味では、皆様方にしっかり御協力を頂きながら一枚岩となって、今後のこの資源管理の努力が報われるようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○田中分科会長　クロマグロはオールジャパンで取り組まないと勝ち取れませんので、皆さん、よろしく申し上げます。

ほかにございますでしょうか。

なければ……川越委員、どうぞ。

○川越特別委員　このかつお・まぐろのことなんですけれども、皆さん言われるとおりでと私も思います。委員の方の意見に賛同します。

そういう中で、今日のこの資料の中を見ていると、少し水産庁の方ももうちょっと責任を感じてほしいなと思っております。いわゆる今回の取組なんかでも、今回の取組は、あらかじめ漁業者の、一方的な漁業者における取組の範囲だというような表現も載っていることですけれども、しかし、これは漁業者が自らやったものではないと思う。やっぱり水産庁の計画、予定にのっとって、それに協力をした漁業者が利益を被らなかつた、それに従わなかつた人が利益を被ったという中での、これは係争だと思っております。

また、法令的には令和3年度までは漁獲実績で可能量でやるということだから、こういうところで試行をされるとこのような問題が出てくると思っておりますので、試行をやる場合でもある程度法令的なところも試行に入る年、年度も、そこもしっかりと明記しながらやるべきだと思っております。

何だかんだ言いながらも、これはこれから先とにかくこういう前例をすると、これから先のTAC魚種拡大の中でも、こういうことがあやふやなことで済んでしまえば、「あっ、こういうやり方もあるんだな」と、こういうことで、国の人の方から逃れながら自分たちの主張を通してやれるんだなというような思いが出てくると思っておりますので、今回ここははっきりとできたことはいいと思っております。だけど、少しその表現が、何とかで見ていると、調べていると、何か漁業者の一方的な取組だとかそういう表現は、少しこれは私はお

かしいんじゃないかなと思いますので、水産庁の指導の下でやった結果がこうだったという事だけは、しっかり私は明記すべきだと思います。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ある意味では、ちょっと失敗であったという点がなきにしも……

○川越特別委員 そうなんです。潔く、だから認めることなんです。

○田中分科会長 思いもよらぬ行為に出たというような、多分そういうことだったと思うんですけども、これが、でも、市場原理なんです。私は前回言いましたけれども、どこかの国が急に枠を増やそうと思って実績稼いだ。つい最近も起こるんです。そういう知恵がないと、なかなか今回起きたようなことが起こってしまうわけですね。そこは注意していただくということだと思うんですけども、よろしいですか、川越委員。

ほかはよろしいですか。

じゃ、なければ次回会合の日程について、事務局より御案内よろしくお願いたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会については、2月の上旬の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急な必要のために開催ということになれば、御連絡させていただきます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

2月上旬ということだそうですので、御予定していただければと思います。

それでは、以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただきお疲れさまでした。御協力ありがとうございました。